平成２２年（フ）第１３１号
栃木県下都賀郡壬生町壬生丁228―44　ガーデンムツミＢ―303、住民票上の住所栃木県栃木市大平町北武井758番地１
債務者　萩原　由元
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福永　峰和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第９６０号
堺市中区深阪2471番地　サニーハイツ泉有301号、前住所堺市南区城山台５丁１番１号
債務者　ヤン企画事業部レイナマリーンこと本田　陽子（旧姓川上）
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　邦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２４号
大阪府富田林市清水町３番４―903号
債務者　矢田喜代子
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　邦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１５号
大阪府富田林市寿町４丁目７番33号
債務者　倉畑　和世
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　邦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
大分市中島東３丁目３番３―702号サーパス中島東
債務者　大石　講治
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２００１号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目29番17号
債務者　片倉　正則
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　靖彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５号
栃木県下都賀郡壬生町大字羽生田788番地２
債務者　清水　弘行
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５３号
新潟県上越市高土町１丁目10番18号城北ハイツ201号、開始決定時の住所新潟県上越市北本町３丁目２番９号
破産者　倉嶌　勝子
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２０号
新潟県上越市鴨島３丁目６番43号、住民票上の住所新潟県妙高市大字赤倉585番地23
破産者　酒井　和久
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第９８５号
札幌市東区伏古８条３丁目５番６―201号
破産者　武藤　順一
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５９号
札幌市白石区東札幌３条１丁目２番１―306号
破産者　八杉　嘉照
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49―１　広瀬の杜６―207、住民票上の住所仙台市太白区柳生５丁目２番地の11　グレイスハイツ柳生302
破産者　小田島昭彦
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
仙台市太白区八木山東１丁目12番３―101号、開始決定時の住所仙台市青葉区上愛子字街道69番地の２　フレンドリー愛子103
破産者　広川正植こと　孫　　正植
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
仙台市太白区八木山東１丁目12番３―101号
破産者　広川義植こと　孫　　義植
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼122番地２
破産者　秀　　義弥
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１７３号
茨城県常総市大塚戸町222番地
破産者　椎名　政夫
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３６１号
茨城県桜川市真壁町塙世864―２、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町真壁６番地
破産者　清水　　実
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４号
栃木県小山市大字雨ヶ谷新田27番地７　リベラルタウンＧ棟201号、従前の住所栃木県栃木市錦町８番12号
破産者　伊澤　文夫
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部